

トレーニング機器調達業務特記仕様書

1 納入場所

- (1) 白岡市高岩 2177 番地 1 介護予防事業拠点施設いきいきさぽーと
 (2) 白岡市篠津 502 番地 3 市役所篠津分館

2 機器仕様及び数量

機器仕様	介護予防事業 拠点施設	市役所 篠津分館	
エアロバイク <キャットアイ社製>	アップライトタイプ スタートラック S-UBX	2 台	3 台
	リカンベントバイク スタートラック S-RBX	4 台	4 台

3 調達に係る費用

現地下見、運搬、搬入ルートの養生、搬入、組立、設置、調整、撤去並びに本業務の遂行に必要な経費全てを含むものとする。

4 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日

※搬入等について発注者と協議し、指示を受けること。

5 納入条件

- (1) 各機器の安全性及び品質保証については、社会通念上認められている機関等による適正基準等を満たした製品であること。
- (2) 廃版又は製造中止等により 2 に記載する想定品以外の同等以上の機能を有する製品（以下「同等品」という。）を納入することも可能とする。また、同等品を納入する場合の基準は、次のとおりとする。
- ア 想定品の仕様で定められた運動機能及び運動負荷等の性能を満たすものであること。

- イ 県内公共施設で納入実績を有するメーカーのものであること。
 - ウ 故障等が発生した際、国内で部品を調達でき、速やかに修理等を完了できるものであること。
 - エ 形状寸法については、受注者が責任を持ってレイアウトし、適切に配置できる機器であれば、想定機器の規格を変更することができる。
 - オ 事前に同等品候補の規格・品質・性能等が確認できるもの（カタログ等）を添付し、発注者の承認を受けること。
- (3) 当該機器の搬入・組立・設置に当たっては、発注者の指示に従うこと。
- (4) 設置場所への搬入等一連の作業は、平日（月曜日～金曜日）の午前9時から午後5時までの間に実施すること。それ以外の時間帯に作業が必要な場合は、別途、発注者と協議すること。
- (5) 納入時に建物等を破損等することのないよう配慮するとともに、万が一破損等した場合は、発注者の指示に従い受注者の負担により修復等を行うこと。
- (6) 各機器の操作方法や点検方法等を記した操作手引書等を、1台につき1冊付属すること。
- (7) 各機器付近に操作方法及び注意事項を記載した掲示を行うとともに、発注者に対して、操作方法等を直接説明すること。
- (8) 納入の際に梱包材等の廃棄物が発生した場合は、受注者の責任において、適切に処理すること。なお、処理に要する一切の経費については、受注者の負担とする。
- (9) 受注者に代わりリース会社が当該機器の所有および賃貸料債権を有するときは、受注者が当該リース会社と契約を締結し納品を行うものとする。

6 故障対応等

- (1) 契約期間中、当該機器に故障等が発生したときは、受注者は直ちに設置場所へ赴き、迅速に修理・調整を行うとともに、故障等の状況に応じて部品交換を行い、できるだけ速やかに正常な状況に復旧すること。また、受注者は故障等の状況を記した書類を発注者に提出しなければならない。
- (2) 納入完了後の検査合格から1年以内（1年以上の保証期間がある機器については、その保証期間とする。）に、正常な使用にかかわらず機器に不具合が生じた場合や、メーカー又は受注者の責任に帰する故障・破損、不良その他不具合が生じた場合は、速やかに無償で機器の修理又は交換の処置

をすること。

- (3) 当該機器の保守点検については、発注者との協議により別途定める。なお、保守点検に要する費用については、本契約に含まない。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載がなくても、当該機器の納入設置に必要となる消耗品については、受注者の負担により提供すること。
- (2) 機器操作等に関する不明な点や疑問点の相談に対して適切な指導を行うこと。
- (3) 機器に動産総合保険を付すこと。この保険料は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、契約期間満了後、発注者の求めに応じて、賃貸借契約を締結するものとする。なお、発注者から指示があった場合は、受注者の負担により機器を速やかに撤去すること。
- (5) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、受注者の責任においてその損害を賠償すること。なお、受注者は、上記損害が発生したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (6) 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約の解除又は期間満了後においても同様とする。
- (7) 業務上生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (9) (8)ただし書の規定により、受注者が業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、これに対しては、受注者が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- (10) 本仕様書及び契約書に定めない事項又は業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議した上で決定するものとする。